

マドリッドハイライト (Madrid Highlights) (抄訳)

2014年3月 | No. 1/2014

○加盟国情報

マドリッド議定書の第8条(7)に基づく個別手数料

マドリッド議定書の第8条(7)に基づく個別手数料の料金変更

マドリッド制度に基づいて、オーストラリア、イスラエル及びフィンランドを領域指定する国際出願、国際登録の事後指定又は国際登録の更新において支払うべき個別手数料の新しい料金は、お知らせ (Information Notices) の No. 34/2013、No. 2/2014、No. 3/2014にそれぞれ記載されています。

○オンラインサービス

Madrid Goods And Services Manager (MGS) に関する最新ニュース

Madrid Goods and Services Managerに関する2013年の成果及び2014年に予定されている作業

2013年、MGSは、既に利用可能な10の言語に加え、中国語、日本語、ノルウェー語及びトルコ語などの言語が新たに追加されたこと、複数言語の相互翻訳の導入、新しいWIPO独自の機能“Check acceptance by designated Contracting Party (指定締約国による受入れの可否)”の導入など、多数の改善が行われ、世界中の16の官庁が参加しています。

MGSのウェブサイトの閲覧件数は、2011年以降、3倍以上増加しています。このように急増した理由としては、特に、2012年1月に利用可能な言語が10(大半がヨーロッパ以外の言語)に格段に増加したことが挙げられます。

さらに、MGSは、コロンビア、インド及びメキシコのユーザーの間で非常に多く利用されています。これらの国々がマドリッド制度に加盟したのは最近のことですが、MGSの利用率が高まっており、2013年にはサイトにアクセスした155カ国の中でトップ10に入るようになりました。

2014年も利用者の関心がさらに高まることが期待され、素晴らしい年になることでしょう。MGSの現行バージョンはすでに、ニュース分類のクラス見出しの分割、

指定締約国として新たに3つの参加国(韓国、セルビア及びウクライナ)の受け入れ、2つの新しい言語インターフェース(韓国語及びセルビア語)、色覚障害者を支援する新しいディスプレイに関して、すべてのMGS参加国から承認を得ています。MGSに関するさらなる進展については、マドリッドハイライト(Madrid Highlights)の次号で新しい記事として取り上げる予定です。

Fee Calculator

ユーザーからの提案に従って、WIPOでは、Madrid Fee Calculatorをシステム変更し、表示テキストに関していくつかの改善を行いました。例えば、チェックボックスに国コードのみならず、締約国の国名が表示されるようになりました。また、WIPOの新しいウェブサイトのデザインに合わせて、Fee Calculatorのデザインも一新されました。

これらの改善が国際出願、事後指定、キューバ、ガーナ及び日本の第2段階部分の個別手数料、又は国際登録の更新の費用をより効果的に概算するのに役立つことと思います。

Fee CalculatorのURLは、以下のとおりです。

<http://www.wipo.int/madrid/en/fees/calculator.jsp>

E-Subsequent Designationサービスの開始

マドリッドハイライト(Madrid Highlights)の前号で発表したとおり、マドリッド制度の事後指定が電子的に手続を行えるサービスを開始しました。

E-Subsequent Designationの利用は簡単で、国際登録番号を入力し、国際登録の保護を拡大する1つ又は複数の締約国を選択して、商品及び役務を指定するだけで、料金はクレジットカード又はWIPO口座を使用してオンラインで納付することができます。請求が正しく送信されたことは、確認画面で即座に確認することができます。その後、電子メールが届きます。

E-Subsequent Designationは、マドリッド制度のユーザーのニーズに対応した簡単なツールです。ただし、一部の特別なケースでは、従来の紙ベースの様式MM4を使用することをお勧めします。E-Subsequent Designationの詳細については、以下を参照してください。

<https://www3.wipo.int/osd/index.xhtml>

E-Renewalと同様、E-Subsequent DesignationもMadrid Portfolio Manager (MPM) に組み込まれています。

○マドリッド制度のポイント

マドリッド制度運用における実務例: 商品及び役務の分類に関する質問

Q1. 国際出願を行う場合、商品及び役務を分類する必要がありますか。

R1. はい。ニース分類に従って分類する必要があります。

Q2. ニース分類とは何ですか。

R2. ニース分類は、商標登録のための商品及び役務の分類に使用される分類体系で、関連する商品及び役務をカテゴリ又は類別に分類しています。各類では、商品又は役務がアルファベット順にリストされています。例えば、第12類の見出しは、「乗物; 陸上、空中又は水上の移動用の装置」となっています。この類にアルファベット順にリストされる商品としては、「気球、航空機、自動車、はしけ、自転車」があります。

Q3. 国際事務局はいつでも、私が国際出願で指定した類の商品及び役務を登録しますか。

R3. いいえ、必ずしも登録するとは限りません。国際事務局は、商品及び役務が、当該標章の登録日(通常、国際出願の提出日)に有効なニース分類の版及びバージョンに従って分類されているかどうかを確認する必要があります。

Q4. ニース分類の版及びバージョンとは何ですか。

R4. ニース分類は、専門家委員会により継続的に改訂が行われています。新しい版は5年ごとに発行され、新しいバージョンは年1回発行されます。ニース分類の第10版の2014年バージョン(NCL 10-2014)は、2014年1月1日に発効されました。このため、この日から、国際登録で指定される商品及び役務はこのバージョンに従って分類されている必要があります。

Q5. 保護を求める商品又は役務がニース分類にない場合はどうすればよいのでしょうか。

R5. Madrid Goods and Services Manager (MGS) のデータベースを検索することができます。このデータベースには、ニース分類の用語を含む約40,000の分類済み用語が収録されており、国際事務局及び一部の国内並びに地域の商標庁が、保護を求める商品又は役務を受け入れるかどうかを確認できます。MGSは14の言語で利用でき、他にも便利な機能が用意されています。

Q6. 保護を求める商品又は役務がMGSにない場合はどうなりますか。

R6. ニース分類には、用語の分類に適用しなければならない基準を規定した一般的注釈が含まれています。ご不明な点があれば、必ず専門家にお問い合わせください。

Q7. 国際出願で行った分類を国際事務局が認めない場合はどうなりますか。

R7. 国際事務局は、国際出願が提出された国内又は地域の商標庁(本国官庁)に通報を送付し、出願人にもそのコピーを送付します。この通報の中で、国際事務局は分類を提案します。本国官庁は、通報から3カ月以内に回答する必要があります。官庁と国際事務局の間で合意が得られない場合、国際事務局の見解が優先されます。

Q8. 国際事務局から送付された通報に対して出願人が回答することはできますか。

R8. 出願人が回答を国際事務局に直接送付することはできません。ただし、本国官庁に見解を送付することは可能で、その官庁が出願人の見解を国際事務局に通知します。

Q9. 国際事務局が決定を下した後の手続きはどうなりますか。

R9. 決定により新しい類が作成される場合、国際事務局は手数料の新しい料金を計算します。出願人が手数料を全額納付すると、当該標章は、国際事務局によって選択された類の用語で登録されます。

Q10. 国際事務局が国際登録の商品及び役務を誤って分類した場合はどうすればよいですか。

R10. 国際事務局に訂正を求めることができます。国際事務局による用語の分類方法に異議を唱えるだけでなく、誤りを明確にする必要があります。

Q11. ニース分類は、保護を求める国内官庁又は広域官庁(指定官庁)でどのような法的効果がありますか。

R11. ニース分類は一つの専門的システムであって、各指定官庁がニース分類に対して、どのような法的効果を与えるかについては、その国内又は地域の法律や制度運用で決定されることとなります。

Q12. 国際出願に類見出し（クラスヘディング）を指定できますか。

R12. できます。ただし、一部の指定国官庁は、類見出し（クラスヘディング）を認めている一方、特定の類見出しのみ認めているような一部の指定国官庁もあります。さらに言えば、類見出しを認めている官庁でも、見出しの解釈が異なる場合があります。例えば、ある官庁では、見出しが、類のアルファベット順の一覧に含まれるすべての商品又は役務を網羅しているとみなされていると判断する官庁もあれば、別の官庁では、見出しに明示された商品又は役務しか網羅されないとみなされると判断する官庁もあります。

Q13. ニース分類の新しい版又はバージョンが有効になったときに、国際出願に記載された商品又は役務は再分類されるのですか。

R13. いいえ、再分類されません。

Q14. 私が国際出願を提出するときに使用した出願又は登録(基礎標章)の商品及び役務が本国官庁で再分類された場合、国際登録の商品及び役務も再分類されるのですか。

R14. いいえ。基礎標章の用語の再分類は、国際登録に影響しません。

Q15. 指定官庁から、商品及び役務をより詳細に指定するように求められた場合、どうすればよいですか。

R15. 国際出願を提出する場合、商品及び役務のリストの限定が、1つ以上の指定官庁に関して効力を有することを請求できます。この限定では、指定官庁で認められている方法で商品及び役務を表すことができます。限定で使用される用語は、出願で使用される用語の範囲内に含まれなければなりません。例えば、出願に「コーヒー」と記載した場合、「粉末コーヒー」に限定することができます。

○アウトリーチ活動

国際商標協会 (INTA) 2014

2014年5月10日から5月14日までの期間で、商標に関する世界最大規模のイベントである国際商標協会 (INTA) の第136回年次会合が中国の香港にあるHong Kong Convention Exhibition Center (HKCEC) で開催される予定です。

INTAは、世界中の公的機関と民間企業の両方からIP実務家、商標権者、パラリーガル、弁護士など9,000人以上の出席者が見込まれてますし、これらの専門家とネットワークを確立するのにこれ以上の機会はありません。

WIPOは、昨年にも続いて、マドリッド制度ユーザー会合(MSUM)を開催するとともに、WIPOブースも設ける予定です。これらのイベントを通じて、商標関連のサービスのプロモーションを行うチャンスと捉えています。

MSUMは、マドリッド制度のユーザー、WIPOの専門家パネル及び多くの指定国官庁が一堂に会するもので、2014年5月11日の午前11時から午後2時まで開催されます。今年のMSUMは、いくつかのIP官庁にを招き、それぞれの官庁への実務や手続きに関する討議を行うとともに、マドリッド制度の最新の進展や最新情報も提供します。

さらに、展示ホールには2014年5月11日から14日までWIPOブースを設けて、マドリッド制度とヘーグ制度及び仲裁調停センターの商品及び役務を展示します。

標章の国際登録に関するマドリッド制度についてのセミナー

第50回マドリッド制度に関するセミナーが、2014年6月19日と20日にジュネーブのWIPO本部において予定されています。マドリッド制度に関するセミナーは、ユニークなトレーニングプラットフォームで、マドリッド制度に関するあらゆる側面について、WIPOの専門家や各国又は各広域官庁の専門家及び商標実務家が詳細に説明します。

また、参加者にとっては、ネットワークを広げ、共通の関心事項や経験を共有する素晴らしい機会となります。プログラム内容や申し込み方法などの詳細は下記のウェブサイトです。

<http://www.wipo.int/madrid/en/news/>

○有益な情報

国際登録件数が3年連続で増加

次の表に示す通り、2009年に世界経済が悪化して以来、WIPOが管理するマドリッド制度を利用した国際登録件数が年々増加し、2013年で4年目になりました。この制度では、44,414件の国際登録が新しく記録され、6.4%増であることが報告されています。さらに、指定締約国から通報を受けて国際事務局が決定の処理を行った件数は456,877件で、4.5%増になります。また、更新件数は23,000件を超え、5.3%増に相当します。

2013年12月31日現在の有効な国際登録の総数は578,320件で、2012年(有効な国際登録は559,826件)と比較して3.34%増になります。

また、国際事務局の平均処理時間は29.2%減少し、欠陥がない場合の平均処理時間は、2012年の48日から34日になりました。

新刊: MAKING THE MOST OF THE MADRID SYSTEM: INFORMATION AND PRACTICAL TIPS ON HOW TO USE SPECIFIC FORMS (マドリッド制度の活用: 各様式の使い方と実用的なヒント)

マドリッド制度の新しいハンドブックがオンラインで入手できるようになりました。このハンドブックの最初のセクションでは、マドリッド制度の概要を紹介しています。第2のセクションには、登録又は記録の申請に最も一般的に使用されている様式の入力方法について説明しています。

英語版は、下記のウェブサイトアクセスして表示及びダウンロードすることができます。

<http://www.wipo.int/madrid/en/forms/>

アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語版もまもなく公表される予定です。

マドリッド協定及び同協定議定書に基づく標章の国際登録に関するガイド(ガイド)の改訂

共通規則の改正を受けてガイドが改訂され、改訂版がオンラインで入手できるようになりました。

英語版、フランス語版及びスペイン語版については、下記のウェブサイトから入手することができます。

<http://www.wipo.int/madrid/en/guide/>

<http://www.wipo.int/madrid/fr/guide/>

<http://www.wipo.int/madrid/en/guide/>

アラビア語、中国語及びロシア語版もまもなく公表される予定です。

公式様式の改定 (MM6様式)

マドリッド制度公式様式(MM6様式)が改訂されて、提供される情報が追加され、入力が簡素化されました。

新しい様式が追加されると共に、次の点が大きく変更されました。

1. 出願人又は名義人もしくはその代理人がいずれかの様式に電子メールアドレスを入力した場合、それ以降、当該国際出願、国際登録又は国際登録簿への変更の記録請求に関連する国際事務局からのいかなる通信もすべて電子的手段でのみ行われます。
2. 限定の記録請求に使用される様式(様式MM6)に関しても大きな変更が行われました。これまで、例えば、限定が商品及び役務の複数の類の1つだけに関係がある場合、名義人はボックスを明示的にチェックして、他の類は限定の影響を受けず、そのままであることを国際事務局に通知する必要がありました。名義人がボックスのチェックを忘れると、国際事務局はそれらの類を削除してしまう可能性がございました。新しく改訂された様式はより使いやすくなりました。限定が複数の

類の1つ又は一部だけに関係する場合、他の類はそのままであるとみなされるので、名義人はボックスをチェックする必要がなくなりました。

国際商標登録のWIPO公報(WIPO GAZETTE OF INTERNATIONAL MARKS): 発行期間の短縮

マドリッド制度の公式刊行物である *国際商標登録のWIPO公報(WIPO Gazette of International Marks)* は、週1回、木曜日に発行されます。この公報には、新たな国際登録、更新、事後指定、変更及び国際登録に影響するその他の項目を含むすべての関連するデータだけではなく、マドリッド制度に関する一般的な有益情報も含まれています。

国際事務局は、2014年最初の公報 (No.1/2014) から、発行の遅延を7日間短縮します。この結果、2014年1月16日に発行される上記公報及びその後のすべての公報は、指定締約国への通知日と一致することになります。

電子版公報は、下記のマドリッド制度のウェブサイトで提供されています。

<http://www.wipo.int/madrid/en/gazette/>

マドリッド制度ユーザーのためのWIPOにおける裁判外紛争処理サービス

WIPOでは、特にマドリッド制度とWIPO調停仲裁センターを通じて、グローバルなIPサービスを幅広く提供しています。これらの目的は、発明者とその弁護士が発明の保護や関連する紛争の解決において時間及び費用の面で効率化を図るための支援を提供することです。

これらのWIPOサービスのユーザー間の相乗効果を最適化するために、マドリッド制度とWIPO調停仲裁センターは、マドリッド制度ユーザーがWIPOの裁判外紛争処理サービスを特別割引料金で利用できるように整備しました。

WIPO調停仲裁センターの登録及び管理手数料の25%割引は、一方の当事者又は両当事者がマドリッド制度に基づいて公開後に名義人として認められている場合、WIPOの調停規則、仲裁規則、簡易仲裁規則及び専門家による決定の規則に基づいて開始された手続きに適用されます。この割引は、ヘーグ制度やPCTなどの他のWIPOサービスのユーザーにも適用されます。

マドリッド制度ユーザーのためのWIPOセンターの割引手数料スケジュールは、下記のウェブサイトに掲載されています。

<http://www.wipo.int/amc/en/arbitration/fees/amended.html>

WIPO裁判外紛争処理サービスにより、マドリッド制度のユーザー及び他のIP利害関係者は、紛争を訴訟に持ち越さずに解決することができます。WIPO調停仲裁センターにより、WIPO規則及び対応するモデル契約条項が提供されるだけでなく、WIPO規則に基づく事件の当事者が、特許やその他のIP分野の紛争について専門的な知識を持つ調停人、仲裁人及び専門家を利用することができます。現在、WIPO規則に基づいて提起された調停及び仲裁の15%が商標関連です。WIPO事件の約68%は範囲が国際的で、残りは同一の管轄区域を拠点とする当事者に関するものです。WIPO調停事件の69%及びWIPO仲裁事件の40%が当事者間で解決されています。

WIPO紛争解決サービスの詳細については、下記のウェブサイトを参照してください。

<http://www.wipo.int/amc/en/>

推奨されるWIPO契約条項及び仲裁付託契約については、下記のウェブサイトを参照してください。

<http://www.wipo.int/amc/en/clauses/index.html>

ご不明な点がございましたら、下記のWIPO調停仲裁センター法律担当スタッフまでお問い合わせください。

E-mail: arbiter.mail@wipo.int

Tel: +41 22 338 8247